

第5回芳賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月21日（水） 午後2時00分

2. 開催場所 芳賀町役場 3階 中会議室

3. 出席委員

農 業 委 員	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員
1 番 小林 広美	金田 正 荒井 昭雄
2 番 大根田 源一	佐藤 一典 阿久津 正好
3 番 酒井 和夫	岩崎 進
4 番 黒崎 浩	手塚 孝夫
5 番 黒崎 陽子	直井 純一
6 番 綱川 祥史	小林 康男
7 番 岩村 隆	酒井 紀之
8 番 小林 芳晴	黒崎 文雄
9 番 阿久津 信市	鈴木 省一
10 番 小林 峰子	岡田 毅
11 番 黒崎 俊行	

4. 欠席農業委員

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	大塚 英樹
事務局係長	中澤 美智子
主任主査	大岡 久美子
主事	坂本 汐里
公社係長	水沼 和子

6. 議事日程

議案第27号 農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について
議案第28号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について
議案第29号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について
報告第6号 農地法第18条の解約通知について

令和7年第5回農業委員会 総会

○開会	
議長	ただ今から、令和7年第5回芳賀町農業委員会総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は11人です。定足数に達していますので、ただちに本日の会議を開きます。 議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員は、1番 小林 広美委員、2番 大根田 源一委員を指名したいと思いますが、よろしいですか。
委員	(異議なしの声あり)
議長	異議がないようですので、議事録署名委員は、両委員に決定いたしました。
○議案第27号	
議長	それでは、ただ今から、議案第27号「農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第27号「農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について」 次のとおり農地法第3条の規定に基づく農地の所有権移転許可申請があったので、その許可可否について審議するものとする。 【議案第27号 所有権移転許可申請 14番、15番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。 14番について、東高橋地区 荒井 昭雄推進委員、お願いします。
東高橋地区 推進委員	はい、東高橋の荒井です。議案第27号、14番の所有権移転許可申請についてご説明申し上げます。付属資料の1、2ページをご覧ください。譲渡人の■さんは■に住んでいまして、保有している農地は今回申請があった一筆で、344平米の狭い面積になりますが、以前は野菜を作ったりしてましたが、年齢も70代後半になってきたので今後使う予定がないことから、親戚関係ではありませんが隣接する農地を保有している■さんに贈与することになったものです。■さんは米とたまねぎを中心に作付している大規模農家で、後継者が認定農業者になっている優良農家ですので特に問題ないと思われませんが、皆様方の慎重なご審議よろしくをお願いします。
議長	10番 小林 峰子委員、ほかに意見があればお願いします。
10番委員	はい、10番の小林です。ただ今、荒井推進委員さんから説明がありましたように何ら問題はないと思われそうです。皆さまの慎重なご審議よろしくをお願いいたします。
議長	15番について、西高橋地区 阿久津 正好推進委員、お願いします。
西高橋・ 打越新田地区 推進委員	はい、西高橋の阿久津です。15番について説明します。付属資料の3から4ページになります。譲渡人の■さんは現在、■に住んでいて農業をしていません。現在こちらの申請地は、耕作されておらず遊休地となっているものです。譲受人の■さんは申請地の近所で大規模に農業経営している方でありまして、特に問題はないと思いますが、慎重な審議の方よろしくをお願いします。以上です。
議長	こちらの地区の担当委員は私ですので、私から意見を述べさせていただきます。 ただいま阿久津推進委員の言われたとおりであり、■さんは認定農業者にもなっており、何ら問題ないと思われそうですが、皆さまの慎重な審議をよろしくをお願いいたします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)

議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第27号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり許可することで決定しました。
○議案第28号	
議長	続きまして、議案第28号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を議題といたします。 ここで、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、3番 酒井 和夫委員が退席となります。 (酒井委員 退席)
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	議案第28号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」 次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、町から意見の決定を求められたので、審議するものとする。 次の3ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表、公告予定年月日 令和7年6月25日、利用権設定等の面積117,977平方メートル、令和7年中の累計277,209平方メートル、詳細は4ページから7ページに掲載の合計21件となります。お目通しをお願いします。以上です。
議長	以上で事務局の説明を終わります。 それではただいまから3分間、審査をお願いします。
委員	(審査)
議長	審査を終わります。 続いて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。
委員	(意見なし)
議長	意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
4番委員	はい。
議長	はい、黒崎浩委員。
4番委員	4番黒崎です。19番、21番、22番、23番、■さんの件ですが、4千いっけらの賃借料ですね。だいたい標準で13,000円という決め式がある中でこの賃料はどのような根拠でしょうか。説明をお願いします。
事務局	はい、事務局から回答させていただきます。こちらの農地につきましては開田でして、作物は水稻ではなくそばを作っているということで、以前からこちらの賃借料で契約をなさっていたということで、それを継続した金額での契約となっております。水稻の平均賃借料よりは低い額ではありますが、そのような条件となっております。以上です。
4番委員	そうすると、水田と言いながら畑として利用するということですか。
議長	水田は水田なんですけど、あそこは高台でして、宇芳真土地改良区で水利費が高いところなんです。なので、この賃借料になってると思われます。

4 番委員	はい、わかりました。高台のところなんですね。了解しました。
議長	ほかに質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第 28 号について、原案のとおり意見なしとすることに賛成の委員は起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第 28 号は原案のとおり意見なしとして決定しました。 酒井 和夫委員の入場をお願いいたします。
○議案第 29 号	
議長	続きまして、議案第 29 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 29 号「農用地利用集積等促進計画作成の要請について」 次のとおり農用地等の売渡し及び買受けの申出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画の作成を要請することについて審議するものとする。 詳細は 9 ページに記載の 1 件となります。以上です。
議長	以上で事務局の説明を終わります。 案件が 1 件しかないので、審査を終わりたいと思います。 続いて推進員の意見を求めます。意見はありませんか。
委員	(意見なし)
議長	意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようなので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第 29 号について、原案のとおり要請することに賛成の委員は起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第 29 号は原案のとおり要請することに決定しました。
○報告第 6 号	
議長	続きまして、報告第 6 号「農地法第 18 条の解約通知について」を報告いたします。事務局の朗読をお願いします。
事務局	報告第 6 号「農地法第 18 条の解約通知について」 次のとおり農地法第 18 条の規定に基づく、農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。 詳細は、10 ページから 11 ページになります。お目通しをお願いいたします。以上です。
議長	これで、今総会に付された案件の審議は、すべて終了しました。 これをもって、令和 7 年第 5 回芳賀町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

(閉会午後 2 時 20 分)